

## 社会福祉法人エムアール会役員及び評議員の 報酬等に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人エムアール会（以下「当法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、当法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員)

第 2 条 本規程で「役員」とは、理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）とする。

### (報酬)

第 3 条 報酬は、当法人の役員等として業務を執行した場合に支給する。ただし、役員会若しくは評議員会に出席する場合、職員として業務に就く場合又は監事が定款第 18 条の規定に基づく監査報告作成業務を執行する場合（事後に当該報告を議題とする会議に出席した場合又は当該報告を含む議題に対して定款第 27 条第 2 項に基づく意見表明を行った場合に限る。）は除く。

- 2 役員等が前項の業務を執行した場合に支給される報酬は、別に定めのある場合を除き 1 日 1 回につき 8,000 円とする。
- 3 報酬は別に定める場合を除き、その都度支給する。ただし、業務執行終了後に支給が困難な場合は、事後に本人からの請求に基づき、業務実績を確認して支給する。
- 4 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、理事長の報酬は次の各号に定めるところにより支給する。
  - (1) 理事長の報酬は月額 30 万円とし、毎月 25 日（25 日が休日（土曜日、日曜日又は祝日）の場合は、その前の最も近い休日でない日）に支給する。
  - (2) 前項の規定にかかわらず、1 カ月の出勤日数が 5 日に満たない場合は、1 日につき 25,000 円を減額する。また、15 日を超える場合は 1 日につき 25,000 円を増額する。
  - (3) 第 1 項及び第 2 項に基づく月額報酬の算定期間は当月の 21 日から翌月の 20 日までとする。

### (費用弁償)

第 4 条 当法人の役員等が役員会、評議員会又はその他の会議等に参加した場合は、会議出席 1 回につき 8,000 円を支弁する。ただし、同一日の同一場所等で連続して開催される会議等に参加した場合は通算して 1 回と看做す。

- 2 会議出席と同一日時に業務執行としての報酬を支給されている役員等には、費用弁償を

行わない。

- 3 役員の身分を持ちながら、当法人の運営する事業の職員として給与を支給されている役員には、費用弁償を行わない。ただし、職員としての公休日に役員として会議に出席した場合は、この限りでない。
- 4 費用弁償は、会議出席の都度支弁する。ただし、会議出席時に支弁が困難な場合は、事前又は事後に本人からの請求に基づき、出席を確認して支弁する。

(その他)

第5条 この規程は評議員会の決定をもって効力を発する。また、改正する場合も同様とする。

付則

- 1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。
- 2 「社会福祉法人エムアール会 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程」(平成23年4月1日)は廃止する。

付則

- 1 この規程は、令和3年6月17日から施行する。
- 2 本規程の改正後の第3条第1項ただし書きの規定は、令和3年4月1日から適用する。